

京都市管理不全空き家緊急安全措置業務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」(以下「条例」という。)第19条第1項の規定により、京都市(以下「本市」という。)が行う管理不全状態の空き家に対する緊急安全措置を迅速に実施するため、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理不全状態の空き家 条例第2条第1項第2号に定める「特定空き家等」又は当該空き家等と同程度の不全状態にあると市長が認めるものをいう。
- (2) 緊急安全措置 管理不全状態の空き家に起因して人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために行う必要最小限の措置をいう。
- (3) 協力業者 本市の空き家対策に協力する意思を持つ者であって、緊急安全措置の受託を希望し、第4条に定める登録を行う者をいう。
- (4) 措置業者 前号に定める協力業者であって、本市の依頼に基づいて、緊急安全措置を実施する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、調達額が一件100万円以下の措置に適用する。

(協力業者の登録)

第4条 協力業者の登録要件は、次の各号を全て満たすこととする。

- (1) 工事に関する京都市契約事務規則(以下「規則」という。)第4条第2項に定める一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第2項に定める指名競争入札有資格者名簿の工事種目のうち、建築工事又は土木工事に登録されていること。
 - (2) 京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
 - (3) 市内業者(市内に本店がある)であること。
- 2 登録の方法は、次の各号に規定する書類を持参又は郵送で各一部提出するものとする。
- (1) 京都市緊急安全措置協力業者登録申請書(以下「申請書」という。)
 - (2) 業務上知り得た情報の守秘義務に関する誓約書
 - (3) その他市が必要と求める書類
- 3 本市は、申請書が提出された場合、提出された者に登録結果を通知しなければならない。

4 本市は、協力業者に登録された者に対して、登録証を交付する。

（協力業者の募集）

第5条 登録の受付について、登録した協力業者が20者を超えた場合には、受付を取り止める場合がある。

（協力業者の公表）

第6条 本市は、協力業者に登録された者の「名称」、「本店所在地」、「電話番号」等を記載した登録情報を本市のホームページに掲載する。

（協力業者の意見聴取）

第7条 本市は、適正に必要な最小限の措置を行うため、各措置の仕様を決定するに当たり、協力業者から意見を聴取することができる。

2 前項の意見を聴取する場合は、3者以上の者に同じ情報を提供して行わなければならない。

（措置業者への調達の方法）

第8条 措置業者は、見積合せにおいて、最も低廉な価格を提示した者とする。

2 前項の見積合せの告知は、協力業者全てに対して提出期限及び留意事項を記載し、仕様書を添えたメールにより通知する。

3 本市は、見積りの内容に疑義が生じた場合は、当該見積りを提出した者に質問することができる。この場合において質問を受けた者は回答しなければならない。

4 本市は、提出された見積りの内容が、第2項に定める仕様書の内容を満たしていないと判断した場合、その他提出した者に措置を依頼することが不適切であると判断した場合には、当該見積りを無効とすることができる。

5 本市は、見積合せ後、第1項に定める措置業者に対し、当該見積合せの結果を伝え、措置を依頼する。

（履行確認）

第9条 措置業者が緊急安全措置を行った場合は、速やかに措置前と措置後の写真を添えた完了届及び請求書を市に提出するものとする。

2 市が前項の届を受領した場合は、複数の職員が措置の履行を現地で確認するものとする。

（登録の取消し及び変更）

第10条 次の各号に該当する場合は、協力業者の登録を取り消すものとする。

- (1) 措置業者に選定された後に、特段の理由なく、履行しなかったとき
- (2) 第4条第1項に定める要件を満たさなくなったとき
- (3) 協力業者が登録廃止を希望し、所定の届を市に提出したとき

2 次の各号に該当する場合は、協力業者の登録を変更するものとする。

- (1) 第4条に定める登録の内容に変更があったとき
- (2) 協力業者が登録変更を希望し、所定の届を市に提出したとき

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、関係法令によるほか、都市計画局住宅政策担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。